

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務」の落札者の決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務」については、下記の通り契約を締結しました。

記

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階
株式会社エイジェック 代表取締役社長 古後 昌彦

2. 落札金額

118,668,000円（税抜）

3. 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4. 業務の実施内容及び確保されるべき質に関する事項

(1) 宿泊旅行統計調査の詳細な内容

①業務概要

- 1) 令和4年2月～令和5年3月調査（毎月）の実施及び集計等
- 2) マスター名簿の更新
- 3) 令和3年遡及推計の実施及び統計表等の作成
- 4) 令和5年1～3月調査用母集団名簿の作成及び調査対象施設の選定
- 5) 事業所母集団データベース登録用の調査対象名簿等の作成
- 6) 令和5年1～3月調査の調査対象施設等への連絡
- 7) 宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料の作成

(2) 宿泊旅行統計調査の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおり。

- ①スケジュールの順守
- ②マニュアルによる対応
- ③基準日における目標有効回答率

(3) 受託事業者が観光庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項

①契約相手方が機構に報告すべき事項等

- 1) 業務計画書
- 2) 報告等
- 3) 調査
- 4) 指示

②秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託事業者は、本業務に関して観光庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

③契約に基づき講ずべき措置

1) 請負業務の開始及び中止

a. 請負業務の開始

受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

b. 本業務の中止

受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、観光庁の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

a. 受託事業者は本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

b. 受託事業者は調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

4) 宣伝行為の禁止

a. 本業務の宣伝

受託事業者及び本業務に従事する者は、観光庁や「宿泊旅行統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自らが行う事業が宿泊旅行統計調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

b. 自らが行う事業の宣伝

受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならな

い。

5) 法令の遵守

受託事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

6) 安全衛生

受託事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

7) 記録及び帳簿書類等

受託事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

8) 権利の譲渡

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

9) 権利義務の帰属等

- a. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は観光庁に帰属する。
- b. 受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、観光庁の承認を受けなければならない。

10) 契約によらない自らの事業の禁止

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、観光庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は観光庁以外の者との契約（観光庁との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

11) 取得した個人情報の利用の禁止

受託事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は観光庁以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

12) 再委託の取扱い

a. 全部委託の禁止

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

b. 再委託の合理性等

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載した書面を観光庁に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

c. 請負等の制限

ア. b. は、受託事業者が、コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとする場合は、適用しない。ただし、保有個人情報、個

人番号、特定個人情報、行政機関非識別加工情報及び調査票情報等を扱う業務はこの限りではない。

イ. b. のなお書き部分は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

ウ. b. の業務及び c. アの業務のうちコピー、文書作成、印刷・製本、資料整理、計算処理、翻訳について、再委託する場合は、受託事業者は、これに伴う第三者の行為等について、その責任を負うこと。

d. 契約後の再委託

受託事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で観光庁の承認を受けなければならない。

e. 再委託先からの報告

受託事業者は、再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

f. 再委託先の義務

再委託先は、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

g. 受託事業者の責任

受託事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

13) 契約内容の変更

受託事業者及び観光庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

14) 契約の解除

観光庁は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

a. 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

b. 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

c. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

15) 契約解除時の取扱い

a. 契約解除時の請負報酬の支払

上記 14) に該当し、契約を解除した場合には、観光庁は受託事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

b. 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記 14) に該当し、契約を解除した場合、受託事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記 a. の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として観光庁が指定する期日までに納付するとともに、観光庁

との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

c. 延滞金

観光庁は、受託事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の3の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

d. 損害賠償

観光庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、観光庁から受託事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

16) 不可抗力免責

受託事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

17) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と観光庁が協議するものとする。